

健康増進法に基づく各種届出、 給食実施状況報告書について

栃木県県北健康福祉センター
健康対策課

給食施設の分類

特定給食施設

特定かつ多数の人に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもので、**1回100食以上又は1日250食以上**の食事を提供する施設。

【健康増進法第20条1項】

【健康増進法施行規則第5条】

その他の給食施設

特定かつ多数の人に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもので、**1回50食以上又は1日100食以上**の食事を提供する施設。

【栃木県特定給食施設等指導要綱第2条】

※その他の給食施設の要件に該当していない場合でも、栄養管理が必要な場合はその他の給食施設と判断することがあります。

給食に関する法令等

健康増進法 第21条第3項

特定給食施設の設置者は、前二項に定めるもののほか、**厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならない。**

健康増進法施行規則9条

法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一. 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者(以下「利用者」という。)の身体の状態、栄養状態、生活習慣等(以下「身体の状態 等」という。)を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
- 二. 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- 三. 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- 四. 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。
- 五. 衛生の管理については、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)その他関係法令の定めるところによること。

給食に関する法令等

健康増進法 第20条

特定給食施設(特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

栃木県特定給食施設等指導要綱第3条2項

その他の給食施設の設置者は、次に掲げる事項について、その施設の所在地の管轄保健所長に、提出するものとする。

(1) 給食を開始又は再開したときは、開始又は再開の日から1月以内にその他の給食施設開始(再開)届(別記様式第1号)の提出

(2) 給食届出事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内にその他の給食施設変更届(別記様式第2号)の提出

(3) 給食を休止し、又は廃止したときは、休止又は廃止の日から1月以内にその他の給食施設休止(廃止)届(別記様式第3号)の提出

給食に関する法令等

栃木県健康増進法施行細則 第5条

知事は、法第24条第1項の規定により、特定給食施設の管理者に対し、毎年5月及び11月に実施した給食について、別に定める報告書によりそれぞれその翌月の15日までに報告を求めることができる。

栃木県特定給食施設等指導要綱第4条

特定給食施設の管理者は、栃木県健康増進法施行細則(平成15年栃木県規則第61号)第5条に規定する給食の報告を行うときは、給食実施状況報告書(別記様式第4号)を作成し、管轄保健所長を經由して、知事に提出するものとする。

2 その他の給食施設の管理者は、毎年5月及び11月に実施した給食について、その他の給食施設給食実施状況報告書(別記様式第5号)を作成し、翌月15日までに管轄保健所長に提出するものとする。

給食施設に関する届出・報告書とその様式

	特定給食施設	その他の給食施設
開始(再開)届	栃木県施行細則 別記様式2号	栃木県特定給食施設等指導要綱 別記様式1号
変更届	栃木県施行細則 別記様式3号	栃木県特定給食施設等指導要綱 別記様式2号
廃止(休止)届	栃木県施行細則 別記様式4号	栃木県特定給食施設等指導要綱 別記様式3号
給食 実施状況 報告書	【病院・老健・特養】 栃木県特定給食施設等指導要綱 別記様式4号(1)	【病院・老健・特養】 栃木県特定給食施設等指導要綱 別記様式4号(1)
	【病院・老健・特養以外】 栃木県特定給食施設等指導要綱 別記様式4号(2)	【病院・老健・特養以外】 栃木県特定給食施設等指導要綱 別記様式4号(2)

●変更届について

①届出が必要な変更事項

- 給食施設の名称及び所在地(郵便番号含む)
- 設置者の氏名、設置者の住所
(※法人の場合:設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 給食施設の種類
- 委託先や給食の運営方式の変更
(※直営から委託への変更、共同調理場における配送先変更 等)
- 給食対象者、給食数
(※新たにデイサービスを実施する、入所定員を変更する 等)
- 給食施設の構造(面積の概ね50%以上変更がある場合)
- 管理栄養士及び栄養士の員数

管理栄養士・栄養士数は人数が変わったときだけ届出が必要まる!



●変更届について

②変更届提出にあたっての注意点

提出期限

【①変更事項】について、**変更が生じた日から1ヶ月以内**に施設所在地を管轄する健康福祉センター(保健所)に提出する。

変更年月日

変更が生じた日を記載する。

 届出を記入した日や提出した日ではないので、注意すること。

届出者名称

施設設置者＝施設の開設者

委託給食の場合も設置者氏名は施設側(委託側)の者となる。

●変更届について

②変更届提出にあたっての注意点

変更事項(変更後)記入の注意

変更事項	記入上の注意
直営 → 委託への変更 委託先の変更	新しい委託先の名称、所在地、代表者氏名を記入し、 委託契約書の写しを添付 する。
施設構造の変更	平面図と厨房内機器の配置図を添付 する。
共同調理場における 配送先の変更	配送先の名称とそれに対応する給食数を記入し、詳細と全体の食数が分かるようにする。
給食対象者・給食数の 変更	病院等で新たにデイサービス等を実施する場合は、入院患者、デイサービスそれぞれに対応する給食数を分けて記入する。

●給食実施状況報告書について

①給食実施状況報告書の概要

報告の目的 給食施設における栄養管理、給食管理等の状況を把握すること。
根拠: 健康増進法第24条第1項、栃木県健康増進法施行細則

報告の内容 給食実施の体制及びPDCAサイクルに沿った栄養管理の状況について記載する。

報告書の活用

- 施設状況から指導・助言の必要性の必要性を把握すること。
- 管内施設の栄養・給食管理の傾向から、支援のニーズをつかむこと。 等

●給食実施状況報告書について

②給食実施状況報告書提出にあたっての注意点

提出期限

5月分 → 6月15日まで

11月分 → 12月15日まで

5月中、11月中の給食実施状況について報告するもの。

→ 6月または12月に入ってから提出可能。5月、11月中には提出しない。

記入漏れ 書き間違い が多い項目

- ・給食従事者状況
- ・定数及び食数/一日当たり平均食数
- ・患者または入所者の食種(病院・老健・特養のみ)
- ・緊急時・災害時の対応
- ・給与栄養目標量の設定、給与栄養量の評価



●給食実施状況報告書について

②給食実施状況報告書提出にあたっての注意点

定数及び食数/一日当たり平均給食数
患者または入所者の食種

夜食やおやつを記入

代表する食種に検食を含めて記入
※保存食は含めない

職員食等を記入

減塩食・アレルギー
対応食等
加算対象外の食事

		1日当たり平均食数					
		朝	昼	夕	計	その他の食事 ()	
5	療養病床	食	食	食	食	食	
	その他の病床	食	食	食	食	食	
	入所者	食	食	食	食	食	
	デイサービス	食	食	食	食	食	
	ショートステイ	食	食	食	食	食	
	その他()	食	食	食	食	食	
	計	食	食	食	食	食	
6	患者または入所者の食種(1日平均)ごとの食数	一般食				特別食/療養食 ()	その他の食種
		常食	軟食	流動食	その他の一般食 ()		
		食	食	食	食		

●給食実施状況報告書について

②給食実施状況報告書提出にあたっての注意点

緊急時・災害時の対応
給与栄養目標量の設定、給与栄養量の評価

10	緊急時・災害時の対応	緊急時・災害時対策マニュアル整備		食料確保のための体制整備		非常時の食料等の備蓄		
		食中毒	災害時					
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
12	喫食者の把握に基づく、給与栄養目標量の設定	設定区分	<input type="checkbox"/> 喫食者個別に作成 <input type="checkbox"/> () 区分		<input type="checkbox"/> 1区分のみ	<input type="checkbox"/> 設定していない		
		設定頻度	<input type="checkbox"/> 毎月	<input type="checkbox"/> その他()		設定日	年	月
15	給与栄養目標量に対する給与栄養量(実際)の評価	<input type="checkbox"/> 実施している (<input type="checkbox"/> 毎月 <input type="checkbox"/> その他)				<input type="checkbox"/> 実施していない		
		<input type="checkbox"/> 喫食者個別に評価		<input type="checkbox"/> () 区分で評価		<input type="checkbox"/> 区分せず評価		

記入漏れが特に多い項目です。分からない場合は横に「不明」等の記載をお願いします。

実施している場合は評価の区分もチェックする

まとめ

各種届出

- 特定およびその他の給食施設の設置者は、健康増進法および栃木県特定給食施設等指導要綱に基づき、**開始(再開)届、変更届、廃止(休止)届**を提出する必要がある。
- 各届出は、**開始・変更・廃止の日から1ヶ月以内**に管轄の健康福祉センターに提出する。

給食実施状況報告書

- 特定およびその他の給食施設の設置者は、栃木県特定給食施設等指導要綱に基づき、**給食実施状況報告書**を提出する必要がある。
- 報告書は、**5月及び11月に実施した給食について、翌月の15日までに管轄の健康福祉センターに提出する。**

